

半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小商業者の組織化を促進及び強化するとともに、その経営の合理化及び販路の開拓により、商業振興の推進を図るため、予算の範囲内で交付する半田市がんばる商店街支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、別表の補助対象団体の欄に掲げるものであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 代表者又は役員のあること。
- (3) 定款又はこれに準ずるものがあること。
- (4) 収支の経理が明確にされていること。
- (5) 団体等及びその代表者に市税の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、毎年4月1日から翌年3月31日までに実施される事業のうち、別表の補助対象事業の欄に掲げるものであって、補助対象経費、補助対象団体、補助区分及び補助率は、同表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 一部の少数団体員の利益となるもの
- (2) 法令等に抵触するもの
- (3) 同一年度において事業が完了しないもの
- (4) 別表の補助区分(I)に該当し、補助金額が100万円以下(補助対象事業(A)、(B)及び(F)については、補助金額が60万円以下)の事業

(経費の流用の禁止)

第4条 別表の補助対象事業及び補助区分の欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（補助事業の内容の変更等）

第7条 前条により交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、半田市がんばる商店街支援事業補助金変更等交付申請書（様式第3）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合であって、軽微な変更については、この限りではない。

（補助金の変更交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、半田市がんばる商店街支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに、半田市がんばる商店街支援事業補助金事業実績報告書（様式第5）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに半田市がんばる商

店街支援事業補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了前であっても、市長が特別の理由があると認めるときは、請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、前項ただし書の規定により、請求書が提出されたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

（補助金の交付の取消及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- （4）提出書類に虚偽の事項を記載し、不正に補助金の交付を受けたとき

（書類の整理）

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた当該年度から5年間帳簿等証拠書類を整理し、保管しなければならない。

（検査等）

第13条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その必要な限度において補助の使途について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（交付決定前の事前着手）

第14条 申請者は、補助金の交付の目的を達成するために、やむを得ず交付決定前に事業を実施する必要があるときは、半田市がんばる商店街支援事業事前着手届出書（様式第7）をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助対象団体	補助区分	補助率
1 げんき商店街推進事業	(A) 人材強化事業 1. 組織力・経営力強化事業 2. 事業継承促進事業 3. 外部人材活用促進事業	○謝金（委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対するもの） ○旅費（委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対するもの） ○事業経費（会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳費、原稿料、無形固定資産購入費、開発費、消耗品費、機器等借上料、借損料、雑役務費等、13. プレミアム商品券発行事業にあつては換金経費（プレミアム分のみ）） ○委託費（調査研究、開発研究） ○店舗賃借料 （補助対象経費はすべて消費税抜き）	・半田市商店街連合会 ・はんだ商業まつり実行員会	(I) 市長が申請する愛知県げんき商店街推進事業費補助金の交付決定を受けた事業	補助対象経費の10/10以内。ただし、補助対象事業を実施することにより収入を得る場合は、補助対象経費から同額を控除する。また、自主事業等を含めない純粋な自己財源において、補助金額の1/2以上の支出を伴う自主事業を実施すること。 ※(D)については、上記に加え、補助対象経費から国の補助額を減じた額とする。 ※(B)のうち、大型店と協働して実施する事業は補助額の4/9、(G)については、補助額の2/5以上の支出を伴う自主事業を実施すること。
	(B) 地域コミュニティ活性化事業（社会課題対応事業） 4. 高齢者・障害者等対応事業 5. 子育て世代支援事業 6. 防災・防犯対策事業 7. 環境対策事業 8. 地域資源活用事業				
	(C) 賑わい創出事業 9. 個性・魅力の創出事業 10. IT・情報化推進事業 11. 地域経済活性化事業				
	(D) 国の採択事業 12. 経済産業省の採択事業				
	(E) 地域消費拡大事業 13. プレミアム商品券発行事業 14. キャッシュレス決済ポイント還元事業				
	(F) インバウンド対策事業 15. インバウンド対策事業				
	(G) 「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業 16. 「商店街地域未来プロジェクト」推進事業【若手主導型】 17. 「商店街地域未来プロジェクト」推進事業【大型店連携型】				
(II) (I)以外の事業であつて、補助対象経費が10万円以上のもの	補助対象経費の1/2以内				

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助対象団体	補助区分	補助率
2 街路灯電灯料補助事業	街路灯電灯料補助事業	団体が維持管理する街路灯の4月1日から翌年3月31日までに支払われる街路灯等の電灯料	・市内における商店街振興組合法第二条第一項に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法第三条第一号に規定する事業協同組合又は発展会	—	補助対象経費の1/2以内

※補助対象経費×補助率によって算定した補助額に千円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

様式第1（第5条関係）

半田市がんばる商店街支援事業補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

下記の事業を実施するにあたり、半田市がんばる商店街支援事業補助金の交付を受けたいので、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

事業区分	
補助対象事業	
補助申請額	金 円
事業費総額	金 円
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認めた書類

様式第2（第6条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市がんばる商店街支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市がんばる商店街支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 事業区分

2. 補助対象事業

3. 交付決定額 金 円

4. 交付の条件

- (1) この補助金は、上記以外の目的に支出することは認められません。
- (2) 半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱に違反し、補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第3（第7条関係）

半田市がんばる商店街支援事業補助金変更等交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました半田市がんばる商店街支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 変更前交付決定額	金	円
2. 変更後交付申請額	金	円
3. 変更又は中止の理由		
4. 変更の内容		

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認めた書類

様式第4（第8条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市がんばる商店街支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市がんばる商店街支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 事業区分

2. 補助対象事業

3. 変更前交付決定額 金 円

4. 変更後交付決定額 金 円

5. 交付の条件

(1) この補助金は、上記以外の目的に支出することは認められません。

(2) 半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱に違反し、補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第5（第9条関係）

半田市がんばる商店街支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました半田市がんばる商店街支援事業補助金について、下記の事業が完了しましたので、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業区分	
2. 補助対象事業	
3. 交付決定額	金 円

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認めた書類

様式第6（第10条関係）

半田市がんばる商店街支援事業補助金交付請求書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました半田市がんばる商店街支援事業補助金について、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1. 事業区分	
2. 補助対象事業	
3. 請求額	金 円

以下の講座へ振込をお願いします。

金融機関名		銀行 信用金庫 農協		本店 支店
口座種類				
口座番号				
口座名義	ツガナ			

様式第7（第14条関係）

半田市がんばる商店街支援事業事前着手届出書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで申請しました半田市がんばる商店街支援事業補助金について、下記により補助金交付決定前において事業に着手したいことから、半田市がんばる商店街支援事業補助金交付要綱第14条の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、補助事業として採択されなかった場合や、補助金額が減額された場合にも、異議の申し立てを行いません。

事業区分	
補助対象事業	
補助申請額	金 円